

附属機関等の概要

(令和元年7月1日現在)

附属機関等の名称	第3次浦安市地域福祉計画策定委員会
設置根拠	第3次浦安市地域福祉計画策定委員会設置要綱
設置の趣旨、必要性等	社会福祉法の地域福祉計画に関する規定(第107条)に基づく地域福祉計画の策定について、福祉関係及び保健医療関係機関、並びに地域住民の立場からの視点や意見を求め、協議していく必要があるため
設置年月日	令和元年7月1日
所管事項	(1) 地域福祉計画の原案の審議及び決定に関すること (2) その他地域福祉計画において必要な事項に関すること
公開、非公開の別	原則公開
非公開とする理由	
非公開の根拠	
委員の人数・任期	17人・本計画の策定終了まで
委員の報酬等	委員長 9,500円/日額、委員 9,000円/日額
所管部署	福祉部 社会福祉課 地域福祉推進係 電話 047-712-6388
備考	令和2年3月廃止